平成２４年（フ）第９５６６号
東京都世田谷区桜上水１丁目６－３　グリシーヌ経堂・Ｂ棟101
債務者　石崎　由夏
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５７１号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3179―７
債務者　日和佐真美
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６０３号
東京都目黒区東山１丁目26―６―206
債務者　狩野　　英（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６３１号
埼玉県草加市中央１丁目５－８―201
債務者　高野久美子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６５３号
東京都葛飾区柴又１丁目20―３―202
債務者　大井　満樹
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６５９号
東京都江戸川区北葛西４丁目９―14―203
債務者　小松　淳平
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６６０号
東京都江戸川区北葛西４丁目９―14―203
債務者　小松　陽子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６６２号
東京都大田区大森西６丁目４－２―101
債務者　黒澤　紘二
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６６３号
東京都北区豊島５丁目５－８―505
債務者　伊藤　伸子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６６６号
東京都板橋区上板橋２丁目37―１―503
債務者　森　美佐子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６６９号
埼玉県さいたま市大宮区上小町417―107
債務者　田中　良幸
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６７０号
東京都東久留米市下里７丁目５－７―102
債務者　村上　太一
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６７２号
東京都東村山市萩山町２丁目13　都営萩山２丁目アパート５―302
債務者　箱田　　誠
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６７７号
東京都中野区東中野２丁目32―18―202
債務者　久保　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６８３号
東京都武蔵野市緑町２丁目６－６―102　武蔵野緑町二丁目第３アパート
債務者　岡田めぐみ
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６９０号
東京都渋谷区恵比寿３丁目48―５―205
債務者　齊藤　昌紀
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部